

組合内外の説明

◎利用料金区分

利用者の料金区分は、次のとおりです。

1) 組合内と組合外の区分

○組合内の範囲

(1) 次のア～エに該当する佐倉市、四街道市、酒々井町のいずれかに住所のある場合

ア. 死亡者(胎児の場合は、その父、母又は父若しくは母の1親等以内の親族の者)

イ. 死亡者の配偶者又は2親等以内の親族の者(2親等以内親族図を参照)

ウ. 火葬許可証、改葬許可証の申請者

エ. 身体の一部(手、足等)は、その本人

(2) 佐倉市、四街道市、酒々井町の官公署の長が使用者である場合

○組合外の範囲…上記以外の場合

2親等以内親族の範囲

